

3 災害に強い安全・安心な道路ネットワークの確保

計画概要

◆計画期間

平成21年～平成25年(5年間)

◆交付団体

愛知県、豊橋市、瀬戸市、大府市

◆計画の目標

愛知県では東海・東南海地震の発生が危惧されている中、「新しい政策の指針」において、平成26年度までに地震被害の半減をめざし、被害軽減策を推進することとしている。

これに対し、本計画では橋梁や落石等について対策が必要な危険箇所の解消を図るとともに、既存の道路機能を維持し、安全・安心な道路ネットワークを確保することを目標とする。

◆計画の成果目標(定量的指標)

指標①: 災害に強い道路機能の確保に対する県民の満足度を、4割から5割に向上させる。

指標②: 優先的に補修・補強を実施すべき橋梁に対する対策率を、0%から80%に向上させる。

指標③: 緊急輸送道路上の落石等危険箇所の内、優先的に対策を実施すべき箇所の解消率を、31%から92%に向上させる。

指標④: 優先的に舗装補修が必要な箇所の対策率を、0%から100%に向上させる。

評価内容

◆交付対象事業の進捗状況

交付対象事業	事業費※	事業の実施状況	進捗率※
A 基幹事業	13,026百万円	【橋梁補修・補強】74% 【落石対策】94% 【舗装補修】100%	83%
B 関連社会資本整備事業	—百万円	—	—
C 効果促進事業	1,060百万円	【施設点検】99% 【舗装調査】100% 【修繕計画策定】100% 【防災拠点・情報提供装置整備】94%	73%
合計	14,086百万円		

※事業費は実績額

※進捗率(%)は、計画していた事業内容全てを達成した要素事業の割合

◆事業効果の発現状況、目標値の達成状況

I 定量的指標に関連する交付対象事業の効果の発現状況

【橋梁補修・補強】

地震時も含めた既存道路機能の維持に向け、補修・補強が必要な橋梁の対策工事を進め、計画に含む74%の橋梁において工事を完了した。(計画:137橋、完了:102橋)

【落石対策】

緊急輸送道路上の落石対策を優先的に実施し、計画に含む94%の箇所において対策工事を完了し、危険箇所を解消した。(計画:80箇所、完了:75箇所)

【舗装補修】

補修が必要な箇所について舗装補修工事を実施し、計画に含む全ての箇所において工事を完了し、円滑な交通を維持した。(計画:102km、完了:102km)

Ⅱ 定量的指標の達成状況

指標①(災害に強い道路機能の確保に対する県民の満足度を1割向上させる)

当初現況値	4割	目標値と実績値に差が出た要因	平成26年度県政調査による満足度は48.9%であり、概ね目標を達成することができた。
最終目標値	5割		
最終実績値	約5割		

指標②(優先的に補修・補強を実施すべき橋梁に対する対策率を向上させる)

当初現況値	0%	目標値と実績値に差が出た要因	工事実施に必要な河川、鉄道等、他機関との協議に不測の日時を要したことなどにより、当計画期間内で完了できない工事があったため。
最終目標値	80%		
最終実績値	74%		

指標③(緊急輸送道路上の落石等危険箇所の内、優先的に対策を実施すべき箇所の解消率を向上させる)

当初現況値	31%	目標値と実績値に差が出た要因	工事箇所の用地取得に不測の日時を要したことなどにより、当計画期間内で完了できない工事があったため。
最終目標値	92%		
最終実績値	89%		

指標④(優先的に舗装補修が必要な箇所の対策率を向上させる)

当初現況値	0%	目標値と実績値に差が出た要因	目標を達成することができた。
最終目標値	100%		
最終実績値	100%		

Ⅲ 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況(必要に応じて記述)

施設の点検やそれに基づく修繕計画を策定し、その後、それに基づく計画的な補修工事を実施している。ドライバーへの情報提供装置等を整備し、災害時の対応力を向上した。

◆今後の方針

南海トラフを震源域とする巨大地震による甚大な被害が予測される中、この対策を含め、当整備計画では、道路の既存機能を維持するための補修工事や落石対策を、平成21年度から実施した。

その後、東日本大震災を踏まえ、本県が平成26年5月に発表した被害予測によると、死者数、建物被害ともに甚大で、県民の生活や経済活動に深刻な影響が生じると懸念されている。

このため、既存社会資本の災害リスク減少は、依然として本県における重要な課題であり、平成26年12月には「第3次あいち地震対策アクションプラン」を策定し、引き続き対策を進めることとしている。

とりわけ道路の地震・防災対策は、発災直後の救急・救援活動や物資輸送を支え、その後の社会機能を維持する重要な対策であるため、アクションプランのロードマップに基づき、今後も着実に進めていく。

また、急速にインフラの高齢化が進む中、平成25年の道路法改正により、道路構造物においては、橋梁等、重要構造物について、新たな点検基準(近接目視)による5年毎の定期点検を行うことが義務化され、メンテナンスサイクルの構築に向けた具体的取組が始まった。

本県も、平成27年3月に「道路構造物長寿命化計画」を策定し、これに基づき、施設の点検・補修を計画的に進めることとしている。

しかし、構造物の高齢化は着実に進行することから、計画的な維持管理を進めるには、早期に「予防保全型の維持管理」への転換を図る必要がある。このため、定期点検の結果、対応が急がれる構造物については集中的な修繕が実施できるよう、これら対策について強化していく。

◆事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制	策定主体にて評価を実施。
事後評価の実施時期	平成28年5月
公表の方法	WEBページ掲載 (http://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroiji/0000083252.html)